

議案第 4 号

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
一部改正について

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 9 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直し、契約事務の迅速
な執行を図るため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山都町条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 物品の賃貸借に係る契約のうち、次に掲げる物品を借り入れる場合において、複数年にわたる契約を必要とするもの

- ア 事務機器
- イ 情報処理機器及びソフトウェア
- ウ 警備機器
- エ 医療機器
- オ 清掃用具
- カ 車両

(2) 役務の提供を受ける契約のうち、次に掲げる業務に関する役務の提供を受ける場合において、複数年にわたる契約を必要とするもの

- ア 当直業務
- イ 警備業務
- ウ 清掃業務
- エ 施設の維持管理業務
- オ 電気設備保守及び維持管理に関する業務
- カ 機械設備保守及び維持管理に関する業務

キ 情報システム保守及び維持管理に関する業務

ク 相談支援業務

ケ 保育所運営に関する業務

コ 福祉に関する日常生活支援業務

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める契約

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年山都町条例第188号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>機器、車両又は用具の賃貸借に関する契約</u></p> <p>(2) <u>ソフトウェアの使用許諾に関する契約</u></p> | <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>物品の賃貸借に係る契約のうち、次に掲げる物品を借り入れる場合において、複数年にわたる契約を必要とするもの</u></p> <p>ア 事務機器</p> <p>イ 情報処理機器及びソフトウェア</p> <p>ウ 警備機器</p> <p>エ 医療機器</p> <p>オ 清掃用具</p> <p>カ 車両</p> <p>(2) <u>役務の提供を受ける契約のうち、次に掲げる業務に関する役務の提供を受ける場合において、複数年にわたる契約を必要とするもの</u></p> <p>ア 当直業務</p> <p>イ 警備業務</p> <p>ウ 清掃業務</p> <p>エ 施設の維持管理業務</p> <p>オ 電気設備保守及び維持管理に関する業務</p> <p>カ 機械設備保守及び維持管理に関する業務</p> <p>キ 情報システム保守及び維持管理に関する業務</p> <p>ク 相談支援業務</p> <p>ケ 保育所運営に関する業務</p> |

(3) 施設の管理業務に関する契約

(4) 機械設備の運転及び保守管理に関する契約

(契約の期間)

第3条 略

コ 福祉に関する日常生活支援業務

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める契約

(契約の期間)

第3条 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約について必要な事項は、規則で定める。